

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[枚方市男女共同参画推進条例関係] <u>（拠点施設の設置等）</u></p> <p>第12条 市は、男女共同参画の推進を図るため、その拠点となる施設（以下「拠点施設」という。）を設置するものとする。</p> <p>2 市は、拠点施設において、次に掲げる施策を実施するものとする。</p> <p>(1) <u>男女共同参画の推進に関する啓発及び相談を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>男女共同参画の推進に関する市民の学習その他の活動の支援を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、男女共同参画を推進するために必要な施策</u></p> <p>3 市は、男女共同参画の推進を図るため、拠点施設の機能の充実に努めるものとする。</p>	<p>[枚方市男女共同参画推進条例関係] <u>（拠点施設機能の充実）</u></p> <p>第12条 市は、男女共同参画の推進に必要な拠点施設機能の充実に努めるものとする。</p>
<p>[枚方市立メセナひらかた会館条例関係] （設置）</p> <p>第1条 （現行どおり）</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 会館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>男女共同参画の推進に関する市民の活動を支援すること。</u></p> <p>(4) [略]</p>	<p>[枚方市立メセナひらかた会館条例関係] （設置）</p> <p>第1条 市民の文化活動及び生涯にわたる学習活動を支援し、勤労者の福祉の増進を図り、並びに男女共同参画社会の実現に資するため、枚方市立メセナひらかた会館（以下「会館」という。）を設置する。</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 会館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>男女共同参画社会の形成を図るための啓発活動、学習活動及び相談活動を行い、及びそれらの活動を支援すること。</u></p> <p>(4) [略]</p>